

議案第二十五号

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則について

令和七年三月二十六日

港区教育委員会

令和7年3月26日
教育委員会議案資料 No. 4

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年港区教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第七項第二号中「、条例第十一条の二第一項の規定による請求にあっては三歳に、条例第十一条の三第一項の規定による請求にあっては」を削る。

第十六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、連続して九十日を超えることができない。

第十六条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 病気休暇の承認を受けようとする職員が、当該承認を受けようとする病気休暇の期間の初日前一年以内に、病気休暇（当該承認を受けようとする病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病によるものを除く。）を取得しているときは、当該病気休暇の期間と当該承認を受けようとする病気休暇の期間は連続しているものとみなして、前項ただし書の規定を適用する。

4 第二項ただし書及び前項の規定は、地方公務員法第二十二條に規定する条件付採用の期間中の職員及び治療の方法又は頻度その他の事情を考慮して勤務しないことが適当であると教育委員会が認める職員には適用しない。

第二十二條第一項中「一年三月」を「一年六月」に改め、同條第五項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。

5 教育委員会は、男子職員が第三項各号のいずれかに該当することにより、当該男子職員の子が生後一年六月に達するまでの間の全期間にわたり育児時間の承認を受けることができなかつた場合であつて、その後同項各号のいずれにも該当しないこととなつたときは、第一項の規定にかかわらず、当該子が生後二年に達する日の前日までの間について、当該男子職員の子の育児時間を承認することができる。この場合において、第二項及び前項の規定を準用する。

第二十九條第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十九條の二の見出しを「(子の看護等休暇)」に改め、同條第一項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「看護(」を「看護等(」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事への参加をする」に改め、「をいう」の下に「。第四項において同じ」を加え、同條第二項及び第三項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改め、同條第四項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「看護を」を「看護等を」に改める。

第三十条の二第三項中「よる部分休業」の下に「又は条例第十八条の三第一項の規定による

子育て部分休暇」を加え、「当該部分休業」の下に「又は当該子育て部分休暇」を加え、同条の次に次の五条を加える。

(子育て部分休暇)

第三十条の三 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わり、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

2 職員の育児休業等に関する条例第十五条の規定による部分休業、条例第十七条第一項の規定による育児時間又は条例第十八条の二第一項の規定による介護時間を受け勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 教育委員会は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

4 子育て部分休暇の申請は、第十二号様式及び第十三号様式により行うものとする。

5 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第十八条の三第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

6 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、

若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

7 教育委員会は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

一 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。

二 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。

三 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

8 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、第十四号様式により教育委員会に届け出なければならない。

（介護についての申出があった場合における意向確認等）

第三十条の四 条例第十八条の四第一項の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

一 条例第十八条第一項に規定する介護休暇

二 条例第十八条の二第一項に規定する介護時間

三 条例第十一条第二項の規定により読み替える同条第一項の規定により深夜勤務をさせないこと。

四 条例第十一条の二第二項の規定により読み替える同条第一項の規定により超過勤務をさせないこと。

五 条例第十一条の三第二項の規定により読み替える同条第一項の規定により超過勤務をさせないこと。

六 条例第十七条第一項に規定する短期の介護休暇

第三十条の五 条例第十八条の四第一項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 介護両立支援制度等

二 介護両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先

三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十条の四第一項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

2 条例第十八条の四第一項又は第二項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（同条第一項の規定による場合における第三号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

一 面談による方法

二 書面を交付する方法

三 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（以下「電子メール等」という。）の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

第三十条の六 条例第十八条の四第一項の教育委員会規則で定める措置（第三号に掲げる措置にあつては、職員が希望する場合に限る。）は、次に掲げる措置とする。

一 面談

二 書面の交付

三 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

（勤務環境の整備に関する措置）

第三十条の七 条例十八条の五第一項第三号の教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

一 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供

二 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の

周知

第三十一条中「及び前二条」を「、第三十条及び第三十条の二」に改める。

第四号様式中「教育長」を「任命権者」に改める。

第五号様式中「教育長」を「任命権者」に改める。

第十号様式中「教育長」を「任命権者」に改める。

様式に次の三様式を加える。

第12号様式（第30条の3関係）

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 申 請 書

年 月 日提出

(任命権者)	申 請 者	所 属
様		職 務 名
		氏 名
次のとおり子育て部分休暇の承認を申請します。		
1 申請に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日
2 申請期間 及び時間	期 間	時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()
		午前 時 分から 午後 時 時 分から 時 分まで
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()
		午前 時 分から 午後 時 時 分から 時 分まで
3 備 考		

第13号様式（第30条の3関係）

子育て部分休暇承認取消申請書

年 月分

(任命権者) 様		所属						
		職務名						
		氏名						
次のとおり子育て部分休暇の承認の取消しを申請します。								
日付	休暇の承認を取り消された時間		時間数	申請者印	承認権者印	担当者印	備考	
	午前	午後						
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
月	間 計		時間 分					

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 付則第三項の規定 公布の日

二 第二十九条第三項第一号の改正規定 令和七年六月一日

(経過措置)

2 この規則による改正後の港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二十二條第一項及び第五項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の育児時間の申出について適用し、施行日前の育児時間の申出については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

3 改正後の規則第二十二條第五項の規定による育児時間の申出及び第三十條の三の規定による子育て部分休暇の申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第八条の二 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 超過勤務制限開始日から起算して第一項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、超過勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合</p> <p>8～10 (略)</p> <p>(中略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第八条の二 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 超過勤務制限開始日から起算して第一項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、超過勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該請求に係る子が、<u>条例第十一条の二第一項の規定による請求にあつては三歳に、条例第十一条の三第一項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合</u></p> <p>8～10 (略)</p> <p>(中略)</p>

(病気休暇)

第十六条 (略)

2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。ただし、連続して九十日を超えることができない。

3 病気休暇の承認を受けようとする職員が、当該承認を受けようとする病気休暇の期間の初日前一年以内に、病気休暇(当該承認を受けようとする病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病によるものを除く。)を取得しているときは、当該病気休暇の期間と当該承認を受けようとする病気休暇の期間は連続しているものとみなして、前項ただし書の規定を適用する。

4 第二項ただし書及び前項の規定は、地方公務員法第二十二條に規定する条件付採用の期間中の職員及び治療の方法又は頻度その他の事情を考慮して勤務しないことが適当であると教育委員会が認める職員には適用しない。

5 (略)

(中略)

(育児時間)

第二十二條 育児時間は、生後一年六月に達しない子を育てる職員が当該子を育てるための休暇とする。

(病気休暇)

第十六条 (略)

2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

3 (略)

(中略)

(育児時間)

第二十二條 育児時間は、生後一年三月に達しない子を育てる職員が当該子を育てるための休暇とする。

2
4 (略)

5 教育委員会は、男子職員が第三項各号のいずれかに該当することにより、当該男子職員の子が生後一年六月に達するまでの間の全期間にわたり育児時間の承認を受けることができなかつた場合であつて、その後同項各号のいずれにも該当しないこととなつたときは、第一項の規定にかかわらず、当該子が生後二年に達する日の前日までの間について、当該男子職員の育児時間を承認することができる。この場合において、第二項及び前項の規定を準用する。

6 (略)

(中略)

(リフレッシュ休暇)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者で、次の各号に該当するものには、当該各号に定める期間において、リフレッシュ休暇を承認する。

一 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の四月一日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者 公訴が提起されることが決定した日又は無罪判

2
4 (略)

5 (略)

(中略)

(リフレッシュ休暇)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者で、次の各号に該当するものには、当該各号に定める期間において、リフレッシュ休暇を承認する。

一 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の四月一日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者 公訴が提起されることが決定した日又は無罪判

決が確定した日若しくは有罪判決(拘禁刑以上の刑の場合を除く。)が確定した日から二年を経過する日が属する年度の翌年度

二・三 (略)

(子の看護等休暇)

第二十九条の二 子の看護等休暇は、十二歳に達する日以降の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する職員が、当該子(次項において「養育する子」という。)の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要な当該子の世話若しくは学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事への参加をすることをいう。第四項において同じ。)のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 子の看護等休暇は、一会計年度において、一日を単位として五日(養育する子が二人以上の場合にあつては、十日)の範囲内で必要と認められる期間承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、一時間を単位として(子の看護等休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを)承認することができる。

3 一時間を単位として承認された子の看護等休暇を日に換算する場合は、七時間四十五分(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の一日当たりの平均勤務時間(五分未満の端数があるときは、これを切り上げて五分単位にした時間)

決が確定した日若しくは有罪判決(禁錮以上の刑の場合を除く。)が確定した日から二年を経過する日が属する年度の翌年度

二・三 (略)

(子の看護休暇)

第二十九条の二 子の看護休暇は、十二歳に達する日以降の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する職員が、当該子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要な当該子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 子の看護休暇は、一会計年度において、一日を単位として五日(養育する子が二人以上の場合にあつては、十日)の範囲内で必要と認められる期間承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、一時間を単位として(子の看護休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを)承認することができる。

3 一時間を単位として承認された子の看護休暇を日に換算する場合は、七時間四十五分(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の一日当たりの平均勤務時間(五分未満の端数があるときは、これを切り上げて五分単位にした時間)

をもって一日とする。

4 教育委員会は、子の看護等休暇を承認するときは、当該子の看護等が必要とすることを確認できる証明書等の提出を求めることができらる。

(中略)

(介護時間)

第三十条の二 (略)

2 (略)

3 港区職員の育児休業等に関する条例(平成四年港区条例第四号)第十五条の規定による部分休業又は条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、一日につき二時間から当該部分休業又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 5 7 (略)

(子育て部分休暇)

第三十条の三 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は一終わりに、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

2 職員の育児休業等に関する条例第十五条の規定による部分休業、

をもって一日とする。

4 教育委員会は、子の看護休暇を承認するときは、当該子の看護を必要とすることを確認できる証明書等の提出を求めることができらる。

(中略)

(介護時間)

第三十条の二 (略)

2 (略)

3 港区職員の育児休業等に関する条例(平成四年港区条例第四号)第十五条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、一日につき二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 5 7 (略)

条例第十七条第一項の規定による育児時間又は条例第十八条の第二項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 教育委員会は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めるところができる。

4 子育て部分休暇の申請は、第十二号様式及び第十三号様式により行うものとする。

5 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第十八条の三第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならぬ。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

6 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

7 教育委員会は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

一 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。

二 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。

三 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

8 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、第十四号様式により教育委員会に届け出なければならない。
(介護についての申出があった場合における意向確認等)

第三十条の四 条例第十八条の四第一項の教育委員会規則で定める制度又は措置(以下「介護両立支援制度等」という。)は、次に掲げる制度又は措置とする。

一 条例第十八条第一項に規定する介護休暇

二 条例第十八条の二第一項に規定する介護時間

三 条例第十一條第二項の規定により読み替える同条第一項の規定により深夜勤務をさせないこと。

四 条例第十一條の二第二項の規定により読み替える同条第一項の規定により超過勤務をさせないこと。

五 条例第十一條の三第二項の規定により読み替える同条第一項の規定により超過勤務をさせないこと。

六 条例第十七條第一項に規定する短期の介護休暇

第三十条の五 条例第十八条の四第一項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

-
- 一 介護両立支援制度等
 - 二 介護両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先
 - 三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十条の四第一項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項
- 2 条例第十八条の四第一項又は第二項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（同条第一項の規定による場合における第三号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。
- 一 面談による方法
 - 二 書面を交付する方法
 - 三 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（以下「電子メール等」という。）の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）
- 第三十条の六 条例第十八条の四第一項の教育委員会規則で定める措置（第三号に掲げる措置にあっては、職員が希望する場合に限る。）は、次に掲げる措置とする。
- 一 面談
 - 二 書面の交付
 - 三 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）
-

力することにより書面を作成することができるものに限る。）

（勤務環境の整備に関する措置）

第三十条の七 条例第十八条の五第一項第三号の教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

一 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供

二 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

（期間計算）

第三十一条 第十六条、第十八条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第三十条及び第三十条の二の規定による休暇の期間には、週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。

（中略）

第一号様式～第三号様式 （略）

第四号様式 （別紙のとおり）

第五号様式 （別紙のとおり）

第六号様式～第九号様式 （略）

第十号様式 （別紙のとおり）

第十一号様式 （略）

（期間計算）

第三十一条 第十六条、第十八条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで及び前二条の規定による休暇の期間には、週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。

（中略）

第一号様式～第三号様式 （略）

第四号様式 （別紙のとおり）

第五号様式 （別紙のとおり）

第六号様式～第九号様式 （略）

第十号様式 （別紙のとおり）

第十一号様式 （略）

第十二号様式 (別紙のとおり)

第十三号様式 (別紙のとおり)

第十四号様式 (別紙のとおり)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 付則第三項の規定 公布の日

二 第二十九条第三項第一号の改正規定 令和七年六月一日

(経過措置)

2 この規則による改正後の港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第二十二條第一項及び第五項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の育児時間の申出について適用し、施行日前の育児時間の申出については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

3 改正後の規則第二十二條第五項の規定による育児時間の申出及び第三十條の三の規定による子育て部分休暇の申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(改正案)

第4号様式(第8条、第8条の2関係)

深夜勤務制限・超過勤務制限請求書

年 月 日			
(任命権者) 様			
次のとおり		<input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護	のため
		<input type="checkbox"/> 深夜における勤務の制限 <input type="checkbox"/> 超過勤務の制限	を請求します。
(港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 <input type="checkbox"/> 第11条の2 <input type="checkbox"/> 第11条の3)			
請求者 所 属 氏 名			
1 請求に係る子 又は要介護者	氏 名		続柄等
	生年月日	年 月 日生 <input type="checkbox"/> 出産予定日 年 月 日	養子縁組 の効力が 生じた日 年 月 日
2 職員の配偶者又は パートナーシップ関係の相手方の有無及び 状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)又は産後8週間以内である	
3 要介護者の状態 及び具体的な 介護の内容			
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	
	超過勤務の制限	年 月 日～ <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月(12月に満たない者に限る)	
注 1 該当する□には、レ印を記入してください。			
2 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が第8条第2項第2号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実。)を記入してください。			
3 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求してください。			
4 「生年月日」欄は、請求に係る者が子である場合のみ記入してください。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合は、出産予定日を記入し、出産予定日の□にレ印を記入してください。			
5 請求に係る子が養子の場合は、「養子縁組の効力が生じた日」欄に、その日を記入してください。			
6 「職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の有無及び状況」欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入してください。			
7 深夜において就業している者とは、深夜における就業日数が1月に3日を超える者をいいます。			
8 「要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄は、要介護者を介護するための請求する場合のみ記入してください。			

(現 行)

第4号様式(第8条、第8条の2関係)

深夜勤務制限・超過勤務制限請求書

年 月 日

(教育長)

様

次のとおり 養育 介護 のため 深夜における勤務の制限 超過勤務の制限 を請求します。

(港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 第11条の2 第11条の3)

請求者 所 属
氏 名

1 請求に係る子 又は要介護者	氏 名			続柄等	
	生年月日	年 月 日生 <input type="checkbox"/> 出産予定日 年 月 日	養子縁組 の効力が 生じた日	年 月 日	
2 職員の配偶者又は パートナーシップ関係の相手 方の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)又は産後8週間以内である			
3 要介護者の状態 及び具体的な介護の内容					
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()			
	超過勤務の制限	年 月 日～ <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月(12月に満たない者に限る)			

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が第8条第2項第2号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実。)を記入してください。
- 3 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求してください。
- 4 「生年月日」欄は、請求に係る者が子である場合のみ記入してください。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合は、出産予定日を記入し、出産予定日の□にレ印を記入してください。
- 5 請求に係る子が養子の場合は、「養子縁組の効力が生じた日」欄に、その日を記入してください。
- 6 「職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の有無及び状況」欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入してください。
- 7 深夜において就業している者とは、深夜における就業日数が1月に3日を超える者をいいます。
- 8 「要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄は、要介護者を介護するための請求する場合のみ記入してください。

(改正案)

第5号様式(第8条、第8条の2関係)

育児又は介護の状況変更届

年 月 日

(任命権者)

様

所 属

氏 名

次のとおり 深夜における勤務の制限 子の養育
に係る 超過勤務の制限 要介護者の介護

の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- 子が死亡した
- 職員の子でなくなった
 - 離 縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了
 - 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除
- 同居しなくなった
- 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった
- 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった
(理由：)

(2) 介護の状況の変化

- 要介護者が死亡した
- 要介護者と職員との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等以内の親族でなくなった
(理由：)
- 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった
(理由：)

2 届出に係る事実が発生した日

年 月 日

注 1について

(1)中「職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった」は、深夜の勤務制限の承諾を受けている場合において、状況が変更したときのみ□にレ印を記入すること。

(現 行)

第5号様式(第8条、第8条の2関係)

育児又は介護の状況変更届

年 月 日

(教育長)

様

所 属

氏 名

次のとおり 深夜における勤務の制限 子の養育
に係る 超過勤務の制限 要介護者の介護

の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- 子が死亡した
- 職員の子でなくなった
 - 離 縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了
 - 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除
- 同居しなくなった
- 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった
- 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった
(理由:)

(2) 介護の状況の変化

- 要介護者が死亡した
- 要介護者と職員との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等以内の親族でなくなった
(理由:)
- 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった
(理由:)

2 届出に係る事実が発生した日

年 月 日

注 1について

(1)中「職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった」は、深夜の勤務制限の承諾を受けている場合において、状況が変更したときのみにレ印を記入すること。

(改正案)

第10号様式(第30条、第30条の2関係)

申請事由変更届

年 月 日

(任命権者)

様

所 属

氏 名

介護休暇
次のおり 介護時間 に係る申請事由に変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- 要介護者が死亡した。
 要介護者が介護を要しない状態になった。

(内容)

- 要介護者との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等以内の親族でなくなった

- その他

(内容)

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

承認権者確認	年 月 日	
介護休暇又は介護時間取消し	年 月 日	

(現 行)

第10号様式(第30条、第30条の2関係)

申 請 事 由 変 更 届

年 月 日

(教育長)

様

所 属

氏 名

介護休暇
次のおり 介護時間 に係る申請事由に変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- 要介護者が死亡した。
 要介護者が介護を要しない状態になった。

(内容)

- 要介護者との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等以内の親族でなくなった

- その他

(内容)

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

承認権者確認	年 月 日	
介護休暇又は介護時間取消し	年 月 日	

(改正案)

第12号様式(第30条の3関係)

子育て部分休暇承認申請書

年 月 日提出

(任命権者) 様	申請者	所属
		職務名
		氏名
次のとおり子育て部分休暇の承認を申請します。		
1 申請に係る子	氏名	
	続柄等	
	生年月日	年 月 日
2 申請期間及び時間	期 間	
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()
	時 間	
	午前 時 分から 午後 時 時 分から 分まで	
3 備考	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()
	時 間	
	午前 時 分から 午後 時 時 分から 分まで	

(改正案)

第13号様式(第30条の3関係)

子育て部分休暇承認取消申請書

年 月分

(任命権者) 様		所属							
		職務名							
		氏名							
次のとおり子育て部分休暇の承認の取消しを申請します。									
日付	休暇の承認を取り消された時間				時間数	申請者印	承認権者印	担当者印	備考
	午前		午後						
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
月	間 計				時間				
					分				

令和7年3月26日

教育委員会議案資料 No. 4-3

教育人事企画課

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則等について

審議内容

「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「幼稚園勤務時間条例」といいます。）」及び「港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「区職員勤務時間条例」といいます。）」の改正に伴い、関連する規則を改正します。

1 目的

令和7年第1回定例会において、仕事と育児、介護との両立支援及び柔軟な働き方を一層推進するため、幼稚園勤務時間条例及び区職員勤務時間条例の一部改正の議案を提出し、可決されました。

条例の改正に伴い、関連する「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「幼稚園勤務時間規則」といいます。）」、「港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（以下「講師勤務時間規則」といいます。）」及び「港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則（以下「講師給与規則」といいます。）」の一部を改正します。

2 主な改正内容

(1) 育児を行う職員の超過勤務の制限に係る対象となる子の範囲の拡大

【対象規則：幼稚園勤務時間規則】

対象となる子の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大します。

(2) 子の看護休暇の名称変更

【対象規則：幼稚園勤務時間規則、講師勤務時間規則、講師給与規則】

子の看護休暇の請求要件に、①学校の休業②教育又は保育に係る行事への参加を追加することに伴い、休暇の名称を「子の看護等休暇」に変更します。

(3) 子育て部分休暇の導入

【対象規則：幼稚園勤務時間規則】

小学校就学後の子を養育する職員の仕事と子育ての両立を支援するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことを認める子育て部分休暇を導入します。

ア 対象者

満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員

イ 承認時間

1日につき2時間を超えない範囲内（勤務しない時間につき給与減額）

(4) 育児時間の対象となる子の範囲の拡大

【対象規則：幼稚園勤務時間規則、講師勤務時間規則】

ア 対象となる子の範囲

「生後1年3月に達しない子」から「生後1年6月に達しない子」に拡大します。

イ 男性職員の取得要件の拡大

生後1年6月に達するまでの全期間にわたり非承認要件（※）に該当し、育児時間の承認を受けなかった男性職員は、生後1年6月以降に非承認要件に該当しなくなった場合は、生後2年に達する前日まで育児時間を承認することができるよう改正します。

※男性職員のみ設けられている育児時間の非承認要件

①育児時間により育てようとする子について、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が出産後の休養を与えられている場合

②配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が育児休業をしている場合

③育児時間により育てようとする子について、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が常態として育てることができる場合

(5) 介護の申出があった場合の意向確認等及び勤務環境の整備に関する措置

【対象規則：幼稚園勤務時間規則、講師勤務時間規則】

ア 介護の申出があった場合の意向確認等

①介護の申出があった職員に対する介護両立支援制度等の周知及び意向確認の面談実施②職員が満40歳に達した年度における介護両立支援制度等の周知③介護の申出を理由とした不利益取扱いの禁止を教育委員会に義務付けます。

イ 勤務環境の整備に関する措置

介護休暇の承認の請求が円滑に行われるようにするため、①研修の実施②相談体制の整備③その他勤務環境の整備に関する措置（介護休暇の取得事例の提供等）を教育委員会に義務付けます。

3 施行期日

幼稚園勤務時間規則、講師勤務時間規則及び講師給与規則の施行期日は、令和7年4月1日とします。